

人とペットの災害対策ガイドライン

総説

総説 I ガイドライン策定の背景及び目的

大規模な災害時には、多くの被災者が長期にわたり避難生活を送ることになる。この中には、犬や猫などのペットを飼養する被災者もいれば、ペットを飼養しない被災者もいるが、いずれも同じ被災者として、共に災害を乗り越えられることが必要である。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、大規模な地震や津波、それに伴う原子力災害が発生し甚大な被害を及ぼした。発災時に住民は、緊急避難を余儀なくされたため、自宅にとり残されたり、飼い主とはぐれたペットが放浪する例が多数生じた。また、飼い主とペットが共に避難できた場合でも、避難所では動物が苦手な人や、アレルギーの方を含む多くの避難者が共同生活を送るため、一緒に避難したペットの取扱いに苦慮する例も見られた。

このために環境省では、自治体が地域の状況に応じた、独自の災害対策マニュアルや動物救護の体制を検討する際の参考となるように、飼い主の責任によるペットとの同行避難を基本に置いた「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」を平成 25 年 6 月に策定し自治体に配布した。

平成 28 年 4 月に発生した熊本地震は、このガイドラインの策定後に発生した大規模な地震災害であるが、この間に、このガイドラインは多くの自治体で活用されるようになり、熊本地震では、かなりの被災者によりペットとの同行避難が実施された。しかし、避難所でのペットの受け入れや、ペットの一時預りをはじめ、広域な支援体制や受援のあり方などの面で数多くの課題が指摘された。このため、熊本地震への対応状況を検証し、より適切な対策が講じられるようするため、ガイドラインを改訂することとした。

災害時に行うペットへの対策とは、飼い主が自らの責任の下、災害を乗り越えてペットを適切に飼養し続けることであり、自治体が行う対策の目的は、飼い主による災害時の適正飼養を支援することにある。同時に、災害という非常時にあっても、ペットをめぐるトラブルを最小化させ、動物に対して多様な価値観を有する人々が、共に災害を乗り越えら

れるように支援することである。

被災ペットへの対応は、災害の種類や規模、発生した季節やその地域における動物救護体制の整備状況などによって異なり、各自治体が取り得る体制は多様なものとなる。したがって本ガイドラインでは、これまでの災害における様々な事例を盛り込んだ。各自治体が地域ごとに必要とする、人とペットの災害対策を検討する際に、このガイドラインが参考になれば幸いである。

総説Ⅱ ガイドラインの対象と用語の解説

本ガイドラインは、主に自治体が利用することを想定して作成したものであるが、加えて、その他の主体が人とペットの災害対策を行う際にも参考となることを意識して策定している。また地震、津波、土砂災害など様々な災害がある中で、本ガイドラインでは、これまでの様々な被災経験や対応例をもとに、将来的に生じると考えられる様々な災害にも対応できるように、災害対策の上での基本的な考え方や対応姿勢を記載した。

さらに本ガイドラインは、主に家庭動物等*のうち犬や猫などのペットとそれらを飼養する被災者を対象とし、避難生活中のペットの適正飼養を支援する観点から、人とペットの災害対策について検討する際に活用されることを想定している。

なお、本ガイドラインで示す項目は、飼い主がペットと避難行動を共にすること（同行避難など）を想定しているが、その実施にあたっては、飼い主及び災害対応従事者の安全の確保を前提としている。

* 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（平成14年5月28日環境省告示第37号 最終改正：平成25年8月30日環境省告示第82号）

第2 定義

この基準において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物 哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物をいう。
- (2) 家庭動物等 愛がん動物又は伴侶動物（コンパニオンアニマル）として家庭等で飼養及び保管されている動物 並びに情操の涵養及び生態観察のため飼養及び保管されている動物をいう。

本書で用いる主な用語について、以下にその意味を解説する。

<用語の解説>

● ペット

本ガイドラインでは、家庭動物等のうち、犬や猫などの小型の哺乳類と鳥類などを指す。ただし、特定動物や特定外来生物に指定された動物、これらに類する動物は含まない。

● 適正飼養

適正飼養という言葉には幅広い意味があるが、通常、人間社会の中でペットを飼う際に最も重要なのは、ペットを飼うことが他人の迷惑にならないようにすることである。特に大勢の避難者が共に生活することを強いられる災害時には、この観点からの適正飼養が重要なものとなるが、その実現には、平常時からのペットの十分なしつけや準備が必要である。

またペットの飼養者は、ペットの健康と安全を守る責務も負う。この観点からの適正飼養とは、それぞれのペットの習性などを踏まえた、ペットの健康や正常な行動のための適切な飼養をいうが、災害時には、人の健康維持に必要な環境さえ期待できない状況のなかで、ペットの飼養のために必要十分な環境を整えることは難しい。したがってペットの飼養者は、他人に迷惑がかからない状況の確保を常に考えながら、ペット自体の健康と安全が確保できるように努める必要がある。

● 「自助」、「共助」、「公助」

「自助」とは、自分で自分の身を助けること。他人に依頼せず、自らの力でことを成し遂げること。「共助」とは、互いに力をあわせて助け合うこと。「公助」とは、行政機関などの公的機関が援助すること、といった趣旨で用いられる。

本書では、これらの考え方を、防災の面から以下のように仮定して用いる。

- ・「自助」：「自分の命は自分で守る」という意味で防災の基本。特に発災直後の行動は、自身の安全を確保するために避難すべきか、そのまま留まるべきかの判断に始まり、自己が所有し管理するペットの安全確保や飼養も自助が原則となる。通常、災害時の対応は、自助が7割とも8割とも言われる。
- ・「共助」：企業、地域の集まりなどのコミュニティのメンバーが共に助けあうこと。自助による個人の安全の確保が前提条件となる。
- ・「公助」：行政機関による支援活動であり、初動が遅れる傾向にある

ので、「公助」が開始されるまでは実質的に「自助」や「共助」が災害対応上の主体になる。なお、「公助」が開始された後も「自助」が原則となる。

● 広域支援

大規模な災害の発生時に被災自治体等の機能を復旧し、災害救援活動が開始できるように外部（被災していない自治体等）から支援する仕組み。

支援の内容は、機能復旧や救援活動のための人員派遣、意思決定のための情報や資料の提供、災害に関する情報の収集と発信、現地動物救護本部等の立ち上げのための関係機関との調整、物資や技術、義援金の支援など多岐にわたる。

● 受援

受援とは、支援を受けること。本ガイドラインでは、主に、支援を受ける際に迅速な受け入れ体制がとれるように、その方法や手順をあらかじめ検討し、決めておくことについて取り上げる。

● 避難所

災害時に避難するための施設や場所を示す総称。市区町村により指定された指定避難所の他、近隣の公園や駐車場などに住民が集まって生活を始める自発的な避難所もある。

● 指定緊急避難場所

居住者などが災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所で、市区町村長は「災害の種類に応じて適切な避難場所を予め指定しておくこと」とされている。

この災害の種類の例としては、「洪水」、「崖崩れ、土石流、地滑り」、「高潮」、「地震」、「津波」、「大規模な火事」及び「内水氾濫や噴火（火山現象）」などがあり、その種類によって、指定を受けた避難場所が異なることに留意が必要である。また、指定緊急避難場所が指定避難所を兼ねる場合もある。

（参照：内閣府による指定緊急避難場所の指定に関する手引き：平成29年3月
<http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/pdf/shiteitebiki.pdf>）

● 指定避難所

避難した居住者などが災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅に戻れなくなった居住者などが一時的に滞在する施設で、市区町村長が指定したもの。

一般的にペットの受入れが課題となるのは、この指定避難所である。

● 在宅避難

地震などの災害の際には、まず、より安全な場所に緊急に避難するが、その後に自宅の安全性が確認され、自宅で継続して居住できると判断した場合に、避難所などのような他所ではなく、自宅で避難生活を行うこと。避難生活の基盤が自宅にあれば、食事や入浴などの支援を避難所等で受けていたとしても在宅避難にあたる。なお、災害時に被災者が集中し、指定避難所への収容が困難になる可能性がある大都市部などでは、強固な建築物などに居住する住民に対しては、在宅避難を薦めている自治体もある。

● 同行避難

災害の発生時に、飼い主が飼養しているペットを同行し、指定緊急避難場所等まで避難すること。同行避難とは、ペットと共に移動を伴う避難行動をすることを指し、避難所等において飼い主がペットを同室で飼養管理することを意味するものではない。

なお、「避難所運営ガイドライン」（平成28年4月内閣府）では、「同伴避難」という用語が用いられている。「同行避難」が、ペットとともに安全な場所まで避難する行為（避難行動）を示す言葉であるのに対して、「同伴避難」は、被災者が避難所でペットを飼養管理すること（状態）を指す。ただし、同伴避難についても、指定避難所などで飼い主がペットを同室で飼養管理することを意味するものではなく、ペットの飼養環境は避難所等によって異なることに留意が必要である。

● 現地動物救護本部等

自治体、地方獣医師会、民間団体等が、災害の発生時に被災地において動物救護活動を実施し、被災ペットや飼い主に対して必要な支援を行うために設置される組織。被災地から避難したペットと飼い主を支援するために、近隣の自治体に設置されることもある。

なお本文中で、現地動物救護本部等とあるのは、これまでの災害の際

に設置された、同様の機能を持つ組織の名称が「動物救護本部」には限定されていないことによる。

● 一般財団法人 ペット災害対策推進協会（略称：ペット災対協）

天災や人災などの不測の緊急災害時に、被災したペットの救護や円滑な救護活動の確保を目的として、（公財）日本動物愛護協会、（公社）日本動物福祉協会、（公社）日本愛玩動物協会、（公社）日本獣医師会などを主な構成団体として、平成8年に設置された「緊急災害時動物救援本部」の事業と資産を引き継いで設置された広域組織。平成26年に法人化された。

災害時のペットの救護支援のみならず、ペットとの同行避難の普及啓発、災害時の救護ボランティアの育成や研修、全国各地の災害対策用資材の備蓄基地の整備など、災害発生に備えた平時からの活動を目的とする。特に災害の発生時には、被災地の自治体や獣医師会、現地動物救護本部等と連携を取りながら被災ペットの救援物資や資金などの提供活動を行うとともに、現地の動物救護本部等が行う被災ペットの救護のための義援金募集事務の代行などを行う。

● 動物救護施設

災害時に被災ペットの一時保管や、負傷動物、放浪動物を収容する施設。自治体の保健所や動物愛護センター、民間団体が運営する保護施設など既存の動物飼育施設や敷地を利用して被災ペットを収容する場合と、適切な施設などが確保できない場合や既存施設では収容しきれない場合に、臨時に増設または新設して収容する場合がある。

動物救護施設は、災害発生時の緊急時対応を目的とした時限的な施設であり、災害時対応が終息した場合は、発生前の状態に復するのが一般的である。

● 所有者明示

ペットに迷子札、マイクロチップ、鑑札、狂犬病予防注射済票などを装着することにより、飼い主の氏名や連絡先などが把握できるよう明確にしておくこと。このことにより、ペットと飼い主がはぐれた場合でも第三者が飼い主を特定でき、早期の返還につながる。なお、飼い主の名前や連絡先などが特定出来ない首輪のみの装着は、所有者明示としては不十分である。また、マイクロチップを装着した場合は、（公社）日本獣医師会などにマイクロチップ番号と連絡先などを登録しておくことが

必要である。

● 放浪動物

本ガイドラインにおいては、災害により飼い主とはぐれるなど、何らかの理由で放浪状態となり、飼い主による飼養管理が受けられなくなつたペットを指す。もともとその地域にいた野良犬や野良猫などは含まない。

総説Ⅲ 災害対応における基本的な視点

1 災害時の対応は飼い主による「自助」が基本

災害への対応には、いわゆる「自助」、「共助」、「公助」があり、人の災害対策では、何よりも「自助」、次いで「共助」が基本だとされている。大規模な災害ともなれば、発生直後の「公助」に大きな役割を期待することが難しく、まずは「自助」により自分自身の身を守ることが必須になる。

このことは、ペットの飼い主にとっても同じである。災害時に行われる行政機関による支援（公助）では、人の救護が基本であることから、災害の発生当初には、ペットフードや水などの支援ですら困難なことが多い。飼い主はこうした場合にあっても、ペットの安全と健康を守り、他者に迷惑をかけることなく、災害を乗り越えてペットを適正に飼養管理していく責務を負っている。したがって普段から、災害時に必要となる備えをし、地域社会に受け入れられるように、ペットを適正に飼養管理する必要がある。

発災時に、飼い主が自身の安全を確保した上で、災害の状況を見極め、より安全な避難場所を確保するために、ペットと共に避難行動（同行避難など）をとることがペットを守るために第一歩である。自治体によつては、堅牢なマンションなどでの在宅避難を推奨しているところもあるので、あらかじめ、それぞれの自治体における避難のあり方を確認しておくことも必要になる。

また、飼い主は、自宅からの避難が必要となる災害が発生し、ペットと同行避難する必要が生じることを想定して、平常時から、災害に備えたペット用備蓄品の確保や避難ルートの確認等はもちろんのこと、ペッ

トが社会の一員としての適性をもつべきことを認識し、ペットの同行避難に必要なしつけや健康管理を行うことも飼い主の責務である。

避難先では、ペットの世話やペットフードの確保、飼養場所の管理は原則として飼い主の責任で行うことになる。大勢の人が共同生活を送る避難所や応急仮設住宅（復興住宅等を含む。）において、ペットを原因としたトラブルが生じないよう、ペットを飼養していない避難者に配慮するとともに、ペットの健康と安全を確保するための措置を講じるなど、飼い主には、平常時以上に、適正な飼養管理をするための努力が求められる。

飼い主がペットの防災を考え、十分な備えをすることは、自分自身や家族についても災害に備えることにつながり、「自助」によるペットの災害対策を講じることが、自分自身や家族、さらには地域の防災力の向上にもつながるのである。

2 救護活動の対象となるペットの考え方

災害が起きた際に、ペットと飼い主を救護し、適切な飼養管理を支援するために、被災地の自治体が、その災害において救護活動の対象とするペットの考え方や対象地域の条件を速やかに明確にすることは、被災地の限られた人材や施設、予算などを有効に利用して迅速な救護活動を進めるうえで、また被災地以外の地域や自治体等に必要な支援を要請する上で非常に重要である。

したがって、救護活動の対象となるペットや地域の考え方は、被災自治体が、発災後の早いうちに決定して公表する必要がある。これまでの経験からの一般的な考え方としては、対象となるペットに飼い主がいること、対象とする地域は災害救助法が適用された地域であること、災害により飼い主と放れたペットが数多く放浪した状態にある地域であることなどが挙げられる。なお、保護されたペットを救護活動の対象動物として取り扱う期間は、被災状況や救護活動の進展状況などを勘案して決定する。

3 自治体が行う災害時のペット対策の意義

災害時に行政機関が担う役割は、一義的には被災者の救護である。こ

のため、ペット対策には手が回らない事態になることが多い。行政機関が行う災害時のペット対策は、被災者を救護する観点から、災害時にも被災者がペットを適切に飼養管理できるように支援するものである。

また、被災地で飼い主とはぐれ、放浪しているペットを保護する必要も生じる。これはペットとはぐれた被災者の心のケアの観点から重要なだけでなく、放浪動物がもたらす被災地の生活環境の悪化を防止し、公衆衛生の確保にも寄与する。

自治体が行う災害時のペット対策は、①発災から避難所での避難生活までの間の対策と、②避難所を出た後の応急仮設住宅などの生活以降の対策の二つに区分できる。全期間を通じて飼い主の責任によるペットの飼養管理が基本になるものの、①では、ペットの一時預りや避難所での飼養環境の整備などを通じての支援があり、②の段階では、被災者が置かれた状況に応じて、ペットの長期預かりなどのニーズが生じことがある。

ペットを連れた被災者が必要とする支援を自治体が担うことは、ペットの飼い主の早期自立を支援することであり、ペットの健康と安全の確保にも寄与する。同時にペットを飼養しない多くの被災者とのトラブルを最小化させ、全ての被災者の生活環境の保全を図ることになる。

4 多様な主体の連携と協働

大規模な災害時に自治体は、避難所の運営などに数多くの人員を割かれるため、平常時には行えていた動物の保護などができなくなることが多い。

現地動物救護本部等は、自治体と地方獣医師会などで作る組織だが、その立ち上げを地方獣医師会が率先して主導することで、発災直後は、ペットに対する活動が困難になりがちな自治体が主導するよりも円滑な立ち上げと支援が可能になる場合がある。したがって、被災者に対して早急で円滑な支援をするためには、災害発生直後の活動のあり方を、あらかじめ関係機関や団体の間で定めておくことが重要である。

また、災害の発生時には多くの民間支援団体が被災地に入るが、ペットを対象とした支援の場合は人間の救護の場合とは異なり、活動のルールや行動規範がいまだ明確ではない。現地での活動をより効果的なもの

とするためには、被災地において民間支援団体等の活動を調整しコーディネートする機能が必要であり、そうしたコーディネート体制のあり方についても検討し準備しておく必要がある。

災害時には多くの人手が必要になるので、安心して任せられる人材の確保は非常に重要である。自治体や地方獣医師会は平常時の活動を通じて、民間団体などと良好な協力関係を築いておき、災害時に協働して支援活動ができるような体制を整備しておくことで、自らの地域が被災したときはもちろんのこと、他の地域で広域からの支援が必要になった際にも、受援側が安心して委ねられる広域支援の実施が可能となる。

5 広域支援の考え方

大規模な災害の際に被災地は、人や建物、インフラなどがともに大きな被害を受けるが、地域の中核となる都市が被災した場合は、都市機能が停滞する中で災害救援活動を開始するには困難を伴う。したがって、今後、発生が予測されている広域災害を視野に、広域の支援が相互に行える自治体間等での共助（互助）としての体制整備が必要とされている。

災害への備えをあらかじめ十分にしていた場合でも、県庁所在地等の直下を震源とする地震が発生した場合などは、自治体や地方獣医師会が被災し、現地動物救護本部等の活動が速やかに開始できないこともある。このため、各自治体は、近隣の自治体や地方獣医師会等との間で、災害時のペットの救護や支援の広域的な連携のあり方をあらかじめ検討し、災害の発生時に広域な支援体制が取れるように、定期的に訓練をするなどの準備をしておくことが重要である。また、こうした広域の支援を円滑に機能させるためには、各自治体や地方獣医師会等が、前もって受援のあり方も検討し、他の地域からの支援の速やかな受け入れが可能になるように、受入れ条件や環境を整備しておくことが望ましい。



なぜ、同行避難が必要なのか？

災害時には何よりも人命が優先されるが、近年、ペットは家族の一員であるという意識が一般的になりつつあることから、ペットと同行避難をすることは、動物愛護の観点のみならず、飼い主である被災者の心のケアの観点からも重要である。このことは、平成7年の阪神淡路大震災の活動報告書「兵庫県南部地震動物救援本部活動の記録（兵庫県南部地震動物救援本部活動の記録編集委員会編.1996）」でも述べられている。また、平成12年の三宅島噴火被害や平成23年の東日本大震災では、放浪状態のままに放置されて野犬化した犬が住民に危害をもたらす恐れや、不妊処置や去勢がされないまま放浪状態となった犬や猫が繁殖し、在来の生態系や野生生物に影響を与えるなどの恐れが生じたため、被災地に人員を派遣して、保護や繁殖制限措置を取らなければならない事態となった。

こうした事後の問題を軽減するためにも、災害時のペットとの同行避難を推進することは必要である。

しかし、当然のこととして、飼い主とペットが安全に避難するには、飼い主自身の安全の確保が大前提となる。東日本大震災では、いったん避難した飼い主がペットを避難させるために自宅に戻り、津波に巻き込まれたケースや、発災が平日の昼間だったことから、飼い主が自宅にいなかったケースもあった。このように、災害が起った時に飼い主がペットと一緒にいるとは限らないことや、人命を優先させるためにやむを得ずペットを自宅に残して避難せざるを得ない状況もあること、また、不測の事態によりペットとはぐれてしまうケースなどがあることも想定しておく必要がある。

こうした状況を踏まえた時、飼い主責任による同行避難を前提としながらも、個人での対応には限界がある場合に備え、自治体等が飼い主の支援体制や、放浪動物、負傷動物等の救護体制を整備することは、ペット飼養者だけではなく、被災者全体が安心して安全に避難するためにも重要である。



広域支援の事例

国

「平成 23 年 東日本大震災」

- 被災地の避難所に動物用ケージ 1895 個・テント 56 張りなどを提供し、避難所でのペットの飼養を支援した。

「平成 23 年 福島県第一原子力発電所の事故に伴う動物救護活動」

- 緊急避難により被災地に残されたペットの救護活動を、福島県と協力して実施。
- 人員の派遣、動物保護シェルターの設置、取り残された動物の保護などを行った。

「平成 28 年 熊本地震」

- 被災地に職員を派遣し、熊本地震ペット救護本部の立ち上げを支援した。
- 九州・山口 9 県災害時愛護動物救護応援協定参加自治体に行政獣医師の派遣を要請し、各避難所におけるペットとの同行避難の状況などを調査した。
- 応急仮設住宅建設予定の県内の市町村にペットの飼養を要請した。

自治体

「平成 23 年 福島県第一原子力発電所の事故に伴う動物救護活動」

- 環境省と福島県が実施した警戒区域内からの動物救護活動に対し、全国の自治体から人員を派遣し、被災地に残されたペットの救護活動に協力した。

「平成 28 年 熊本地震」

<一時預かり・譲渡>

- 九州・山口 9 県災害時愛護動物救護応援協定に基づく九州自治体内での一時預かり・譲渡を行った。九山協定による譲渡数は鹿児島県（犬 1 頭）、福岡市（犬 7 頭）、福岡県（犬 3 頭）、計犬 11 頭であった。
- 自治体の要請による一時預かり・譲渡は、東京都の猫 5 匹など、合

計で犬 17 頭、猫 55 頭であった。

- 被災動物の一時保護のため、熊本市動物愛護センターで収容されていた動物の一時預りと譲渡に協力した。

<人員支援>

- 熊本地震ペット救護本部の構成団体である（一社）九州動物福祉協会が設置した「熊本地震ペット救援センター」（大分県玖珠郡九重町）の運営支援として、九山協定に基づき九州各県と山口県から人員を派遣した。

- 全国自治体による人員派遣による支援は以下の通り。

全国知事会要請：岡山県 6 名（4月 27 日～5月 31 日）

東京都 9 名（6月 6 日～7月 1 日、8月 3 日～9月 27 日）

九州知事会要請：鹿児島県 2 名（6月 13 日～6月 24 日）

獣医師会

「平成 28 年 熊本地震」

- （公社）日本獣医師会は被災地の獣医師会に対し、人員支援として事務職員を派遣し、現地救護本部の設置を支援した。また地方獣医師会の協力を仰ぎ、継続的に獣医師を派遣し、拠点を設けて熊本県獣医師会とともにペットの健康相談を行った。相談内容の内、治療を要する動物は診療可能な動物病院に紹介した。また、（公社）日本獣医師会内で集めた義援金を用いた診療券を作成して配布した。これにより、被災者は 1 人につき、2 万円までのペットの診療補助が受けられ、また診療を行った動物病院に対しては、義援金から診療費が支払われた。この結果、被災地の動物病院が安心して獣医療支援を行える環境が整備された。さらに、熊本地震による被災者が飼養するペットを一時預かりする目的で緊急に整備・開設された「熊本地震ペット救援センター」（現在は九州災害時動物救援センター）について、（公社）日本獣医師会が「特定寄付金及び指定寄付金に関する指定」を受け、募集した義援金を活用し、同センターの施設改修・整備を行った。

ペット関連業界

「平成 28 年 熊本地震」

- ペット災対協がテントやケージを調達・送付し、加盟企業は原価で出荷するなどの協力を実施。義援金の募集を代行。(一社) 全国ペット協会が被災動物などの移送に協力。(一社) 日本ペットサロン協会が被災ペットのトリミングなどによる衛生管理に協力。

総説IV 災害時のペット対策に係る法制度の整備状況

行政機関による災害時対応の根拠となるのは、災害対策基本法（昭和 36 年法律 223 号）である。政府は、「防災基本計画」を定め、その基本計画に基づいて、各省庁等において所掌分野別の「防災業務計画」を策定する他、都道府県や市区町村は「地域防災計画」を策定する。地方公共団体が「地域防災計画」を策定する際には、「防災業務計画」も参考にすることとなっている。

平成 26 年 1 月の「防災基本計画」の修正において、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養等に関する事項が追加された。また、平成 28 年 4 月に発生した熊本地震を踏まえて、平成 28 年 8 月、環境省の「防災業務計画」においても、災害時のペット対策に関する記述が強化され、自治体の「地域防災計画」の作成の基準となる事項に、次の 2 項が追加されるとともに、「地域防災計画」の策定にあたっては、「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン（改訂後は、本ガイドライン）」を参照することも追記された。

- 1) 災害予防：飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策、救護活動の方法及び関係機関との協力体制の確立等に関する事項（現地動物救護本部の設置に関する事項を含む）
- 2) 災害応急対策：被災した家庭動物の同行避難の把握などの情報収集、被災した家庭動物の保護収容、避難所及び応急仮設住宅等における家庭動物の適正な飼養、危険動物の逸走対策、動物由来感染症上必要な措置並びに飼料・ケージ等の調達及び配分の方法等に関する事項

一方、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）では、平成24年9月の法改正により、法第6条に基づき都道府県が策定する「動物愛護管理推進計画」に定める事項として災害時対策が追加されるとともに、第38条の動物愛護推進員の役割には、「災害時に、国または都道府県等が行う犬、猫等の動物の避難、保護等の協力に関する施策に必要な協力をすること」が追加された。

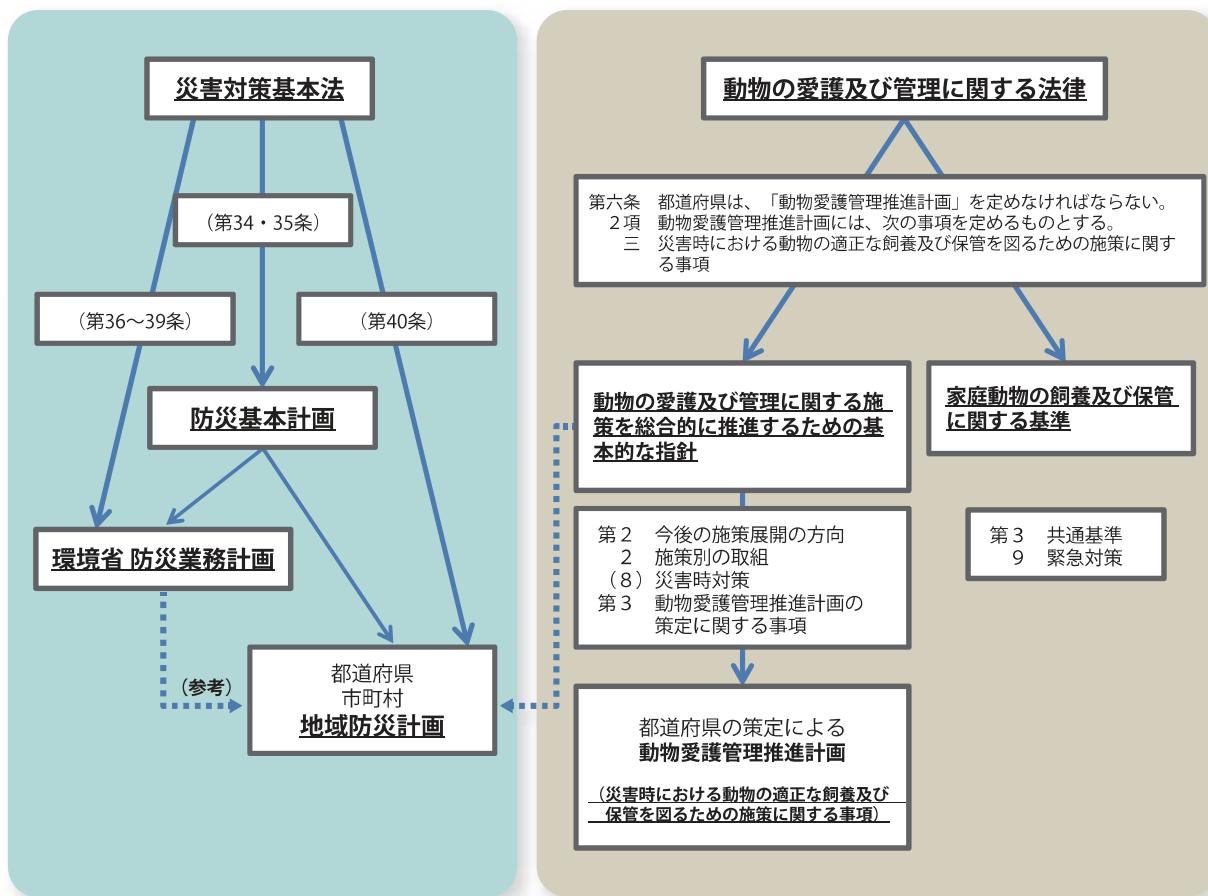
また、改正法を踏まえて、平成25年8月に改訂された「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」では、2 施策別の取組に（8）災害時対策、②講すべき施策として以下が記載されている。

- ア 動物愛護管理推進計画に加えて、地域防災計画においても動物の取扱い等に関する位置づけを明確化すること等を通じて、所有者（飼い主）責任を基本とした同行避難及び避難時の動物の飼養管理並びに放浪動物等の救護等、地域の実情や災害の種類に応じた対策を適切に行うことができるよう体制の整備を図ること。また、関係省庁は、その体制の整備に向けた調整を図ること。
- イ 動物の救護等が円滑に進むように、逸走防止や所有明示等の所有者の責任の徹底に関する措置の実施を推進すること。
- ウ 災害時に民間団体と協力する仕組みや、地方公共団体間で広域的に対応する体制の整備を推進すること。

現在、各自治体において、国の「防災基本計画」を踏まえ、環境省等の「防災業務計画」や「動物愛護管理基本指針」を参考として、「地域防災計画」が修正され、各自治体の実情に応じながら、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養等に関する事項が盛り込まれている。



防災対応に係る体系図



総説Ⅴ 平常時と災害時におけるそれぞれの役割

1 飼い主の役割

災害の発生時にペットを守るのはその飼い主であることから、ペットを守るためにには、まずは飼い主が無事でいることが必要となる。そのため、飼い主がペットの防災を考えることは、ペットだけではなく飼い主自身の災害対策を考えることに他ならない。飼い主が自らの安全を確保できるように備えることで、災害時にもペットを適切に飼養することが可能になる。

自治体や現地動物救護本部等（以下、「自治体等」という。）による災害時のペット対策での支援は、しつけや健康管理など、平常時に飼い主が十分な飼養管理の責任を果たしていることが前提となっている。災害

の発生時に避難所などに避難するような場合には、動物由来感染症等が他の避難者やペットに感染しないようにすると共に、各避難拠点が定めたペット管理のルールを遵守する必要がある。そのために健康面やしつけを含めた、ペットの平常時からの適正な飼養が、最も有効な災害対策になる。また、多数のペットを飼養する時は、同行避難することが可能な頭数か否かについても、十分に検討しておく必要がある。

飼い主の役割とは、ペットを飼うという権利に付随して果たさねばならない義務を常に意識し、災害に対する「十分な備え」をするとともに、常に飼養者の責任を果たす「心構え」をもつことである。



飼い主が行うべき対策の例

平常時

- 住まいや飼養場所の防災対策
- ペットのしつけと健康管理
- 不妊・去勢処置
- ペットが行方不明にならないための対策（鑑札、迷子札、マイクロチップなどによる所有者明示）
- ペット用の避難用品や備蓄品の確保
- 避難所や避難ルートの確認などの準備
- 避難所以外の避難先やペットの預け先の確保
- 飼い主同士の共助のためのコミュニケーションと良好な関係の構築
- 避難訓練への参加と家族単位の避難訓練（シミュレーション）の実施
- 携行できるペット情報のまとめ（治療記録、ワクチン接種歴など）

災害時

- 人とペットの安全確保
- 避難が必要な際のペットとの同行避難
- 避難所や応急仮設住宅におけるペットの適正飼養（飼養マナーの遵守と衛生管理、ペットの健康と安全の確保など）

2 自治体の役割

自治体は災害の発生時に、飼い主が自己の責任で行うペットの同行避難や、適正な飼養管理ができるように、平常時から、飼い主に対してペットの飼養・管理方法を普及啓発する。また、ペットの保護や救護活動が必要な場合に備え、各行政機関や関係団体と連携して円滑な救護活動が協働できるように、地方獣医師会や民間団体、企業等と災害時の協定を締結しておく。さらに現地動物救護本部等の設置に向けた連携の準備や、災害の発生直後に、自治体による動物保護活動の開始が困難な場合の体制も検討し、自治体間で協力して、広域で対応する体制の整備も検討しておくことが望ましい。

なお、平成25年9月に施行された改正動物愛護管理法に、動物愛護推進員の活動として、災害時におけるペットの避難や保護等に関する協力が追加されたことを踏まえ、災害時の動物愛護推進員との協力体制も構築する。

災害が発生した際に自治体は関係機関と連携して、同行避難の推進、避難所での必要な飼養支援、放浪動物の保護や負傷動物等を救護するなどで様々な役割を担う。自治体によるこれらの活動は、被災した飼い主への支援という観点から重要であり、ひいては、ペットを飼養しない被災者を含む全被災者への総合的な災害対策としても重要である。

都道府県等は、各自治体が策定した災害に関する計画や、次に掲げる項目などを参考に必要な対策を検討しておく。



都道府県等が行う対策の例

平常時

- ペットの適正な飼養、災害への備えなどに関する飼い主への普及啓発
- ペットとの同行避難も含めた避難訓練
- 災害時のペット対策に関する連携体制の整備（災害協定、現地救護本部の体制、人材育成）
- 関係機関や団体、動物愛護推進員、他の自治体との災害時の動物救護活動に関する連携体制の整備に係る調整
- 避難所や応急仮設住宅でのペットの受け入れ対策に関する、関係市区町村等との調整
- 動物救護施設を設置するための候補地の検討
- 災害時に協力が得られるボランティアリストの作成、ボランティアの育成
- 必要物資の備蓄と更新
- 動物由来感染症対策

災害時

- 危険動物の逸走などに係る対応（特定飼養施設の破損、特定動物の逸走状況などの確認、逸走時の対応など）
- 被災者と被災ペットについての情報収集
- 関係部局、国、他の自治体、地方獣医師会やペット災対協等との連絡調整やこれらへの支援要請
- 指定避難所や応急仮設住宅におけるペットとの同行避難の実態調査
- 被災地市区町村への、ペットとの避難や救護に係る指導と助言
- 避難動物、放浪動物などに関する相談窓口の設置
- 動物愛護推進員への協力の要請など

- 獣医師の派遣依頼と派遣調整
- 現地動物救護本部等の設置の検討
- 放浪動物や負傷動物の保護収容、返還や譲渡活動
- 被災住民への動物救護に関する情報の提供
- 避難に関わる情報の収集、適正な飼養の指導
- 動物由来感染症の防疫と予防
- 救援物資などの調達と保管場所の確保、輸送手段の調整と受け取り

市区町村は、各自治体が策定した災害に関する計画や、都道府県等や現地動物救護本部等からの要請に応じ、次の事項の実施を検討する。



市区町村が行う対策の例

平常時

- ペットの適正な飼養や災害への備えなどに関する飼い主への普及啓発
- ペットとの同行避難も含めた避難訓練
- 避難所、応急仮設住宅へのペットの受入れと飼養に係る担当部局や運営担当（施設管理者など）との検討と調整、住民への周知

災害時

- ペットの同行避難者の指定避難所などへの避難誘導と支援
- 指定避難所や応急仮設住宅へのペットと同行避難者の受入れ
- 指定避難所や応急仮設住宅でのペットの飼養状況などに関する都道府県等への情報提供

- 指定避難所や応急仮設住宅でのペットの適正な飼養に係る指導と支援
- 都道府県や現地動物救護本部等が行う動物救護活動に対する支援の要請と連携協力
- 被災住民などへの動物救護や飼養支援に関する情報の提供

3 地方獣医師会の役割

地方獣医師会は、自治体や関係団体と連携し、(公社)日本獣医師会が作成した「災害時動物救護の地域活動マニュアル策定のガイドライン」(改定作業中)を参考に各地方獣医師会が作成する災害対策に関する計画やマニュアルなどに沿って協力や支援をする。

大きな災害に見舞われたときには、自治体が人の救護などに忙殺され、ペットへの対応などができない場合があるため、地方獣医師会が現地動物救護本部等の構成団体の場合には、積極的に救護本部の設置に努めることが望ましく、本部の設置後は構成団体として救護活動等を行う。また地方獣医師会は、避難所などにおけるペットの治療、健康管理に関する飼い主からの相談の受付など、被災地での獣医療に関わる支援を担う。

なお獣医師自らが被災して十分な支援が行えない場合も想定し、平常時から、近隣の地方獣医師会と災害時の連携などについて、検討しておくことが望まれる。



地方獣医師会が行う活動内容の例

平常時

- 災害に備えたペットの健康管理などに関する飼い主への啓発
- 動物由来感染症対策
- ペットの同行避難も含めた避難訓練への協力
- 協力が可能な動物病院や獣医師のデータベースの作成
- 自治体や近隣地方獣医師会との災害時の協定に係る調整

災害時

- 都道府県等が実施する動物救護活動への協力
- 動物由来感染症の防疫と予防
- 現地動物救護本部等を設置した際に、本部構成団体として自治体と連携して動物救護活動を実施
- 避難所などへの獣医師の派遣と避難動物の健康管理、公衆衛生対策に係る支援
- 飼養困難なペットの一時預かりや譲渡の支援
- 負傷動物などの治療や保管
- 近隣地方獣医師会への支援要請（人材派遣、一時預かり、譲渡など）

4

民間団体・民間企業等の役割

(1) 民間団体

民間団体とは、動物愛護団体をはじめとした動物に関連した民間の団体のことである。これらの民間団体は、平常時から所在地の自治体等と

協力関係を築き、災害時に自治体等が必要とする支援や協力をすることが望ましい。そのために、発災時に自治体等と協働して行う活動のルールなどをあらかじめ定めておくことが有効である。

現地動物救護本部等の構成団体になっている場合などは、自治体や地方獣医師会等の要請のもとで、次に掲げる支援や協力を検討する。



民間団体が行う支援や協力の例

平常時

- 災害に備えたペットの適正な飼養などについての、飼い主への普及啓発への協力
- ペットの同行避難も含めた避難訓練への協力
- ペット災対協などの他の民間団体との協力関係の構築

災害時

- 救援物資の配布協力
- ペットの一時保管先や避難所、応急仮設住宅でのペットの飼養管理の支援
- 所有権が放棄されたペットの新しい飼い主探しへの協力
- ボランティアの管理などへの協力
- その他、自治体等が必要とする支援への協力

(2) 民間企業等

民間企業等とは、主に動物取扱業者やペット用品販売業者、ペット用医薬品販売業者やその他、ペット産業に関連した業界団体等である。民間企業は、自治体等が平常時から検討するペット用品などの備蓄や人材派遣に協力することが望ましい。

また、自治体や地方獣医師会、現地動物救護本部等が必要とする獣医

師や動物看護師、ドッグトレーナー、トリマーなど、動物の専門的知識や技術を有する人材派遣への協力や、必要な救援物資の供給などを平常時から検討しておくことが望ましい。



民間企業等が行う主な支援と協力の例

平常時

- ペット用品などの災害支援準備（備蓄など）
- 地元自治体や地方獣医師会等との連携と協力
- 災害の発生に備えた動物取扱業者同士の連携や協力体制づくり

災害時

- ペット用品などの提供
- 専門的な人材の派遣や機材、車両などの提供による技術や動物輸送の支援
- 被災した動物取扱業者等が管理する動物の移動や保管などへの協力と互助

5 現地動物救護本部等の役割

現地動物救護本部等は、自治体や地方獣医師会、民間団体などで構成された、災害時に被災地で緊急対応として動物救護活動を担う組織だが、平常時から体制を整備して、災害発生時の本部の設置のタイミングや活動の在り方を、関係機関や団体の間であらかじめ定めておくことで、発災直後に迅速な活動が開始でき、円滑な被災者支援に結びつけることができる。

災害の発生時に、自治体や地方獣医師会等は現地動物救護本部等の設置の必要性を判断し（平常時に現地動物救護本部等の設置のタイミングが合意されている場合はその合意のタイミングによる。）、本部を設置す

る場合は構成団体や機関と調整して、飼い主支援や動物救護活動などをするために、次の各項目に係る活動を行う。



ポイント

現地動物救護本部等が行う活動内容の例

平常時

- 現地動物救護本部等の組織体制の検討（本部長などの役職や活動での役割分担など）
- 設置要綱や活動規定等の準備（本部設置のタイミングや活動内容など）
- 義援金の受け入れ口座等の準備
- 構成団体間の連絡体制の整備

災害時

- 情報収集と関係機関への連絡、広報活動（ペット災対協への支援要請と調整を含む）
- 物資の調達と配布
- ボランティアの確保・配置・管理
- 義援金の募集と活用
- 避難所や応急仮設住宅でのペットの受け入れに関する市区町村への要請
- 避難所や応急仮設住宅でのペットの飼養・管理の支援
- 相談窓口の設置
- 保護が必要な動物への対応
- 動物救護施設の設置や運営
- 被災ペットの治療や一時預り、譲渡などに係る、動物病院への協力要請
- 人材や物資、活動資金、技術支援、情報提供の要請

6 一般財団法人 ペット災害対策推進協会 (ペット災対協)の役割

(一財) ペット災害対策推進協会は、(公財) 日本動物愛護協会、(公社) 日本愛玩動物協会、(公社) 日本獣医師会の3団体等から構成され、大規模災害が起った際などに地方自治体等の支援を行う。主に、現地動物救護本部等や被災地の自治体を人材、物資、資金の面から支援する。



ペット災対協が行う活動内容

平常時

- 環境省などの関係行政機関や民間団体・民間企業等との連携
- 既に組織化されている現地動物救護本部等や都道府県、地方獣医師会等との連携や協力協定の締結
- 都道府県、市区町村への情報提供
- 市区町村に対する避難所での動物飼養に対する助言
- 飼い主に対する同行避難や避難所でのペットの適正な飼養管理などに関する啓発
- ペット災対協の協力団体との物資支援に関する調整（支援リストの作成、災害時の送付方法など）
- 動物救護活動協力団体・施設のリスト作成、動物救護活動に関する研修（ボランティア、動物病院、動物取扱業者、ペットと泊まれるホテルなど）
- 動物救護活動ボランティア指導者の育成

災害時

- 情報収集と現地調査
- 環境省などの関係行政機関、被災地自治体や現地動物救護本部等、協力団体などとの連絡調整、活動に関する協力や支援
- 現地動物救護本部等の組織化と活動への支援
- ボランティア指導者の派遣、支援物資の送付調整
- 動物救護活動協力団体や施設リストの提供
- 義援金の募集代行（現地本部の口座が開設されていない場合）、海外からの支援の窓口

7 国の役割

国は、都道府県等の動物愛護管理担当部署や現地動物救護本部等、ペット災対協、その他関係機関・団体と連絡・調整し、被災地での人とペットの災害対策を支援する。



国が行う活動内容の例

平常時

- 家庭動物の適正な飼養や同行避難など、災害への備えなどに関する飼い主への普及啓発
- 自治体への災害対策や過去の事例に関する情報の提供、災害対策の支援
- 災害対策に関する関係機関等との連絡調整

災害時

- 避難所における家庭動物のためのスペースの確保、応急仮設住宅における家庭動物の受入れ、被災した家庭動物の保護、危険動物（特定動物など）の逸走対策、動物伝染病の予防など衛生管理を含めた動物の管理などについて、被災地の都道府県等と連絡調整し、被災状況や動物救護活動の状況などに関する情報を収集して提供
- 必要な際の災害現地への職員の派遣と救護支援活動の実施
- ペット災対協と連絡調整するなど、被災地の動物救護活動を支援
- 関係機関等との災害に関する連絡調整、支援の要請や調整など